



小規模企業向け
製品開発・販路拡大支援

令和8年度

補助金 申請者募集

〈第2次公募〉

公募期間

6/26金 ▶ 7/27月

事業概要

ものづくり企業に対し、実用化・事業化の可能性が高い新製品・新技術開発の取組みに加え、自社で開発・改良した新製品等の販路開拓・拡大を支援する補助事業です。

補助上限 **200**万円 (対象経費の2/3)

補助対象
事業



機械・金属



環境・エネルギー



健康福祉・医療



IT

などの「ものづくり」です。

小規模企業向け製品開発・販路拡大支援補助金

令和8年度

第2次公募概要

① 補助対象事業

ものづくりに関する分野で、下記の製品開発枠を対象とします。

※ただし、食品以外のものづくりに関する分野とします。

【製品開発枠】

新製品・新技術開発、その開発の前段階の取組み（試験、試作、調査等）に関する事業

申請に関する相談を受け付けておりますので、申請を検討される方はお気軽にお問い合わせください。

採択案件の一例を紹介していますので、リンク先（札幌市HP）の事例をご覧ください



② 補助対象者

さっぽろ連携中枢都市圏に本社を有する小規模企業、且つ直近2か年連続で本事業の交付を受けていないこと。

【小規模企業とは】

業種	常時使用する従業員
(1)製造業、建設業、運輸業、その他の業種((2)を除く)	20人以下
(2)卸売業、サービス業、小売業 (情報サービス業およびインターネット付随サービス業は(1)の扱いとする)	5人以下

【さっぽろ連携中枢都市圏を構成する市町村とは】

札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町をいう。

③ 補助額及び補助率

- 補助率 補助対象経費の2/3
- 補助額 上限200万円/件
- 補助件数 2件程度
(そのうち、札幌市外に本社を有する企業は1社まで)

④ 補助対象経費

【製品開発枠】

- 人件費 ■旅費 ■原材料・消耗品費 ■通信・運搬費
- 機器購入費 ■施設及び設備等賃借料
- 外注費(調査・分析・加工など) ■テストマーケティング費
- 知的財産等関連費 ■その他の経費

※補助対象となる人件費の上限額は、補助対象経費の総額の2分の1又は150万円のいずれか低い方とする。 ※補助対象となる機器購入費の上限額は、補助対象経費の総額の3分の2又は200万円のいずれか低い方とする。

⑤ 審査基準

事業計画における自社・市場・競争分析や、解決すべき課題とその課題の解決策などについて審査いたします。詳細はホームページ掲載の公募要領をご覧ください。

⑥ スケジュール

6月26日(金)	公募開始
7月27日(月)	公募締切(12:00必着)
8月 中旬	書面審査会
8月26日(水)	面接審査会
8月 下旬	補助事業者決定
2月26日(金)	補助事業完了

⑦ 公募

【申請書類】

詳細については、ホームページ掲載の公募要領をご覧ください。

【提出先】

公募締切までに、下記事務局まで申請書類の電子データを提出してください。事務局による内容確認後、申請書類原本(紙)をご提出いただきます。



お問合せ・お申し込み先

「小規模企業向け製品開発・販路拡大支援補助金」事務局

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号 札幌市産業振興センター



一般財団法人

さっぽろ産業振興財団 食・ものづくり産業振興部 ものづくり産業振興課

TEL:011-817-7890 <https://sec.or.jp/hanro-kakudai/subsidy/small-business/>

※公募要領及び申請様式は、上記ホームページからダウンロードしてください。

